

「市民後見人育成事業への取組み」

平成25年9月5日(木)中央大学駿河台記念館において自治体関係者の方々を対象としたセミナー「市民後見人育成事業への取組み」が開催されました。当日は、停滞する前線と台風の影響で不安定な天気にもかかわらず、全国から多くの方々が来場し会場が満席となる24名以上の参加となりました。セミナーは、リーガルサポート理事長 松井秀樹氏の挨拶に始まり、前半は公益財団法人さわやか福祉財団理事長 堀田力氏による基調講演が行われ、その後リーガルサポート市民後見人育成事業支援委員会委員長 中村文彦氏による事業に向けての提案と自治体による実施例報告が行われました。

まず基調講演において、成年後見制度が未熟な制度で市民後見人育成に際しても制度を「補っていく、正していく」ということが必要である、実施主体となる市町村にとっては非常にやりがいのある事業であるので心意気をもって取り組んで頂きたい、との激励がありました。また、この事業は申請主義という従来の行政のやり方では救いきれないものであること、住民を保護するという行政の基本任務を果たすためにアウトリーチ(手を差しのべること)が必要であるとお話がありました。最

【大阪府】大阪府社会福祉協議会
大阪後見支援センター あいあいねっと
堤添 隆弘氏

大阪府域という広域での活動について紹介。平成18年度より市民後見人養成を開始して70件以上の市民後見人が誕生している大阪市のような自治体もあれば、単独では運営が難しい自治体もある。そこで自治体の規模に関わらず事業を推進していくよう、複数市町村から大阪府が後見支援事業を受託する方式で取り組んでいる。現在、この方式により11市2町が市民後見人養成を実施し、府、府社協、市(町)、市(町)社協が各々の役割を分担し連携している。いずれは府内全域へ展開することを目標としている。

報告を終えた登壇者に対し多くの質問が寄せられ、それぞれ実例を踏まえた実践的なお答えを頂きました。来場された方々は終始真剣な表情でメモをとりながら、熱心に耳を傾けておられました。最後にリーガルサポート副理事長 杉山春雄氏より登壇者、来場者の方々へのお礼と閉会の挨拶がなされ、満場の拍手の中セミナーは閉会しました。(一)



第49回公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会 プレ企画3

成年後見制度とは・・・?

～権利を守るための、精神保健福祉士の役割を考える～



平成25年6月13日から15日にかけて、第49回公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会及び第12回日本精神保健福祉士学会学術集会在石川県金沢市で開催されました。「ソーシャルワークの実践『魂』の再生～問われる価値と専門性」を大会テーマに掲げ、プレ企画、講演会、シンポジウム、分科会等多彩なプログラムで充実した大会・学術集会でしたが、中でも、成年後見に関するプログラム「成年後見制度とは・・・?～権利を守るための、精神保健福祉士の役割を考える～」の報告をいたします。

最初に、道央法律事務所の西村武彦氏から「成年後見制度と欠格条項の関係 本日は選挙権の問題を語ります」というタイトルで、被後見人の選挙権訴訟についての報告がありました。西村氏は、原告を勝訴させた2013年3月14日の東京地裁判決の判旨を解説した後、国が控訴を断念しなかったことへの怒りと、政府があつという間に公職選挙法を改正し成年被後見人の選挙権を回復させたことについての驚きを語られました。続いて、早稲田大学人間科学学術院の岩崎香氏から「成年後見制度における意思決定支援とPSW—当事者の人権と制度の課題—」と題する報告がありました。最初に、本人のベスト・インタレストを第一に考えているイギリスの意思決定能力法についての解説がありました。そして、日本では、後見制度が必要以上に本人の権利を制限してしまっているというため、経済的に豊かでない人にとっては権利制限あるいは権利剥奪

のだけの制度となってしまう、家族や保健医療福祉関係者からは後見人は何もしてくれないという評価につながっているということを指摘されておりました。特別養護老人ホームサンライフたきの里の東裕紀氏からは、本人の『思い』が置き去りにされたまま特別養護老人ホームに入所してくる高齢者の現状が語られ、PSW(精神保健福祉士)の役割は財産管理だけでなく、利用者の生活上の課題に対しても本人と共に取り組むことが求められており、チームの一員として協働するための働きかけが必要であると述べられました。また、県立広島大学の金子努氏からは、成年後見制度創設の背景と創設後の状況が語られ、障害者権利条約に照らして現状の成年後見制度の問題点を指摘されました。そして、PSWはソーシャルワーカーとして、社会正義や人間性の回復という価値基盤・原点に立ち戻って成年後見制度をとらえる必要性があり、PSWはあくまでクライアントとの“かかわり”を基軸としてソーシャルワークの実践を追求していかなければ、その存在意義を失うことになりかねないとの問題提起をされました。

シンポジウムの最後には、会場からの意見を取り入れてのディスカッションが行われ、弁護士等の専門家はもっと現場に入って障害者のことを知るべきだという意見や、複数後見の利用やネットワークの必要性、PSWが成年後見人に就任することの是非などが話し合われてプログラムが終了しました。(い)

休憩をはさんで、鹿児島県薩摩川内市、埼玉県志木市、大阪府より各々市民後見人育成に対する取組みについて報告がありました。いずれも市民後見人の重要性を認識され、積極的に取り組まれている様子が語られました。

【鹿児島県 薩摩川内市】
薩摩川内市高齢・介護福祉課
高齢者福祉グループ 梶原一将氏



後に後見人の資質とは「本人の立場でものを考えられる」ことであるとの言葉が印象的でした。次に事業に向けての提案においては、育成事業における自治体の役割、リーガルサポートの考える市民後見人の定義について報告の後、老人福祉法第32条の2等による自治体の取組み義務化によって、事業は行政(自治体)主体のもとに行われるべき公的事業と位置付けられたことが改めて確認されました。また、事業を立ち上げる具体的な手順が紹介され、リーガルサポートが積極的に取り組む姿勢についてもあわせて語られました。

【埼玉県 志木市】志木市社会福祉協議会
志木市成年後見センター
相談支援事業所 佐々木 明子氏

専門職・行政・社協役員を構成員とした「権利擁護推進事業委員会」を設置して従来より福祉サービス利用援助、法人後見等を行っており、その実績が評価されて平成24年志木市より成年後見支援センター事業の運営を受託し、市民後見人育成事業を含めた後見支援を行っている。市民後見人を支えるバックアップ機能として、受任調整会議、候補者推薦名簿、受任後の活動支援等、体制の充実を図っている。現在、市民後見人を候補者とした申立の審理中であり、初めての市民後見人誕生を期待している。

平成23年度からNPO法人に市民後見推進事業を委託し養成講座を実施してきたが、25年度からはリーガルサポートに委託し事業を推進中。研修だけでなくその後の後見業務受任後の支援、家裁との連携が大事と感じている。リーガルサポートに対しては豊富な実務経験を活かした講座、市民後見人への助言等のサポートを期待している。